

委員長及び職務代理者の選出議事録

事務局長説明

本日の議題は、委員長及び職務代理者の選出であり、袖ヶ浦市選挙管理委員会規程第2条により、委員長の選出は無記名投票または指名推薦の方法によることとされております。委員の皆様のご意見をお願いいたします。

杉沢委員

指名推薦の方法により行うことで、いかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）

杉沢委員

委員長に岡田康正委員を指名推薦します。

事務局長

ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認め、岡田康正委員を委員長に決定いたします。

つづいて、職務代理者については、地方自治法第187条第3項の規定により、委員長が指名することとなります。

岡田委員長から指名願います。

委員長

それでは、職務代理者を木實涼子委員にお願いいたします。

事務局長

以上の結果、委員長に岡田康正委員、職務代理者に木實涼子委員と決定いたしました。